

石巻市武道協議会規約

第1章 総則

第1条 本会は石巻市武道協議会(以下「本協議会」という。)と称し、事務局を特定非営利活動法人石巻市体育協会(以下「石巻市体協」という。)内に置く。

第2章 組織

第2条 本協議会の会員は、石巻市体協の加盟団体および日本武道協議会傘下団体で、本協議会の目的に賛同する9団体をもって組織する。

第3章 目的および事業

第3条 本協議会は会員相互の親睦と交流を深め、石巻市民への武道の普及発展に寄与することを目的とする。

第4条 本協議会はその目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 石巻市及び石巻市体協が実施する事業についての協力。
- (2) 石巻市民を対象とした武道に関する教室、講習会、講演会等の開催。
- (3) その他本協議会の目的達成に必要な事業を行う。

第4章 機関

第5条 本協議会に総会、三役会を置く。

第6条 総会は本協議会の最高機関にして各団体2名の委員をもって組織する。

2 総会は本協議会に関する以下の事項審議を決定する。

- (1) 規約の変更。
- (2) 役員を選出。
- (3) 事業計画および予算の作成。
- (4) 決算の承認。
- (5) その他運営に関する重要事項

第7条 総会は年1回会長の招集により、これを開くことを原則とする。

第8条 議決は総会出席者の過半数をもって決議とする。

第9条 三役会は会長、副会長、事務局をもって組織する。

第5章 役員

第10条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

- (3)顧問 若干名
- (4)常任幹事 若干名
- (5)事務局 1名
- (6)会計 1名
- (7)監事 2名

第11条 会長以下役員は総会で選出する。

第12条 顧問は会長が選任し委嘱する。

第13条 本協議会の役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第6章 会計

第14条 本協議会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

第15条 本協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 雑則

(細則)

第16条 本規約の施行について必要な細則は、三役会の議決を経て、会長がこれを定める。

第8章 補則

第17条 規約は平成23年10月25日より施行する。

平成24年6月6日 一部改正